

下北手地区敬老会新規対象者届出について

新規対象者 各位

下北手地区社会福祉協議会
会長 長谷川 武



令和6年度から下北手地区敬老会の対象となる方は、当下北手地区に住民登録し居住している方のうち、令和6年度中に満75歳になられる方です。

詳しく申しますと、誕生日が昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までの方が該当します。

なお昨年7月（令和5年7月）の調査後、下北手地区へ転入し住民登録をされた満75歳以上の方や、既に満75歳以上ですが届出されてなかった方も対象です。

秋田市の敬老会は各地区の社会福祉協議会が主催して行うので、民間主体の催しとなっています。このため下北手地区社会福祉協議会では、満75歳になった時点で下記様式の届出を行っていただき参加者を確定することにしております。

● 提出先と提出期限

・葉書に記載後、情報保護シールを貼って頂き、8月11日（日）までポストに投函ください。
8月26日（月）

・QRコードをスマートフォンなどで読込をして頂き、8月11日（日）まで入力ください。
8月26日（月）



なお、ご本人が記入や入力できない場合は、ご家族の方にて記入して下さい。

● 個人情報の扱い

・記入していただいた個人情報は、下北手地区社会福祉協議会が責任をもって管理、保管し、敬老会関連の事務以外に使用いたしません。

【お問い合わせ先】

下北手地区社会福祉協議会 事務局長 藤田 豊

Tel : 090-4632-9254

Mail : yutaka@simokitate.jp

ホームページ : <https://simokitate.jp/>

